

令和7年度（2025年度）第4回 地域ケア推進会議

身寄りのない人の支援に関する国の動向について（報告）

福祉部高齢者福祉課

内容

1: 国の動向について

2: 補助制度について

3: まとめ

国の動向について

新たな事業について

身寄りのない高齢者等への対応の方向性

(※)地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ(令和7年5月28日) (抜粋)

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(2)身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。
 - ・ 民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
 - ・ 新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。

国の動向について

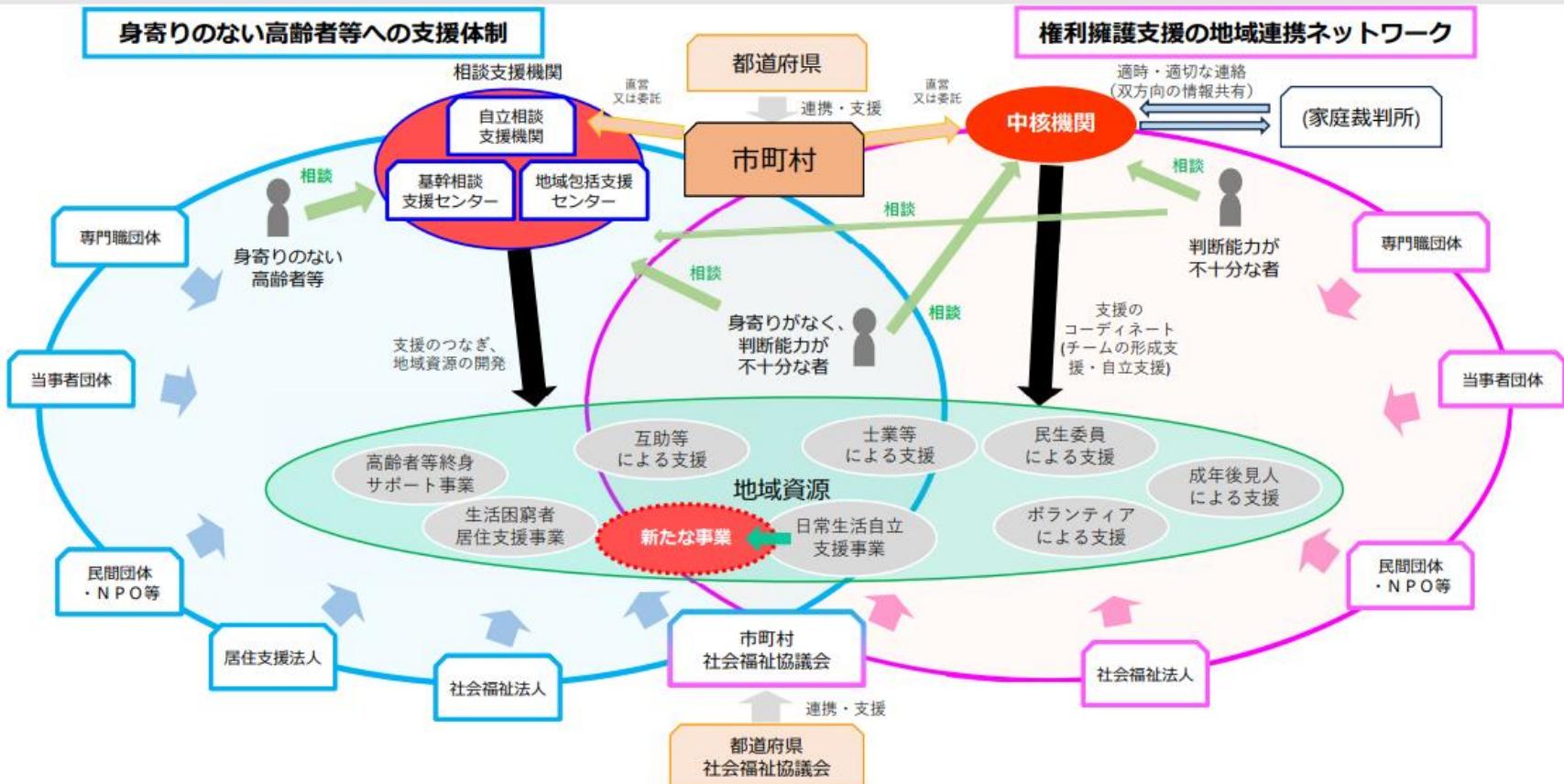
市町村単位での支援体制のイメージ

社会保障審議会福祉部会（第29回）

令和7年9月8日

資料2

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を強化する観点から、必要な取組について検討。



国の動向について

社会保障審議会福祉部会における議論の状況

検討の方向性

※厚生労働省第31回社会保障審議会福祉部会 令和7年11月17日資料抜粋

【1. 趣旨】

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う
- ・ 資力が十分でなくても支援の必要性があり、これらの者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業(以下「無低事業」という。)とする

【2. 対象者】

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
- ※ 身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。
- ※ なお、介護保険部会においても、「身寄りのない高齢者等」という表現・定義については、その意味が抽象的で受け手によって解釈が異なる可能性がある等の意見があった。

【3. 無低事業の要件】

- ・ 事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられる。

国の動向について

【4. 事業内容】

- 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な人や身寄りのない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施すること。
- 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。
<事業内容の例>
 - ・定期連絡等の定期的な見守り
 - ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
 - ・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
 - ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり
- 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがないなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。
<事業内容の例>
 - ・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
 - ・緊急連絡先の提供
 - ・入院費用の支払代行
- 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。
<事業内容の例>
 - ・葬儀(火葬)・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
 - ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
 - ・公共料金の収受機関等への連絡
- 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない。
- 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

国の動向について

【5. 契約締結】

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
- ・ 利用料については、各地の最低賃金や新たな事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定
※ なお、利用料金が高額にならないよう検討が必要との意見があった。

【7. 実施主体】

- ・ 事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

<実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするために、現行の日自事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新たな事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

国の動向について

【9. 今後の事業実施に向けた課題】

- なお、事業を実施するに当たって更に検討が必要と考えられる点について、以下のような意見があった。
 - ・ 死後事務について相続等の法的な問題など専門的な対応を行う体制のあり方について検討すべきではないか。
 - ・ 適時に入院入所手続や死後事務について対応するための体制への配慮が必要ではないか。
 - ・ 事業の実施内容については、地域の実施主体の主体性や意向も反映されるよう検討すべきではないか。
 - ・ 新たな事業について、実施主体が事業を実施するに当たっては、利益相反を指摘されることのないよう適切な運用について整理すべきではないか。
 - ・ 入退院の手続の支援などにおいて、そもそも身元保証人が必要なのか精査すべきではないか。

国の動向について

2-1 新たな事業について（補足説明資料）

主なご意見

○第29回福祉部会(令和7年9月8日)における議論

①身寄りのない高齢者等への支援に係る自治体の役割について

「身寄りのない高齢者等への対応は権利擁護支援体制の一環として取り組むべき課題であることから、市町村を主体としながら都道府県及び市区町村の実情に応じた支援体制を構築するよう検討するべき」との意見や、「死後事務や医療や司法あるいは民間事業者との連携も求められるということを踏まえると市町村や都道府県の役割ということを明確化することも重要」との意見があった。

②事業者に対するチェック体制について

「身寄りのない高齢者等が適切に支援を受けることができるよう高齢者等終身サポート事業を実施する民間事業者に対する都道府県や市町村におけるチェック体制を構築するべき」との意見があった。

考え方/対応の方向性

①身寄りのない高齢者等の支援に係る自治体の役割について

社会福祉法第106条の3第1項に基づき、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされているが、身寄りのない高齢者等への支援についても同条の「地域生活課題」に含まれると明確にした上で、具体的な施策として以下の対応を行うことが考えられるのではないか。

- ・社会福祉法第106条の3第2項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に、身寄りのない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記。
- ・社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、身寄りのない高齢者等の支援に係る事項を明記。

※ 併せて、身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けて、地域ケア会議などを活用して地域課題として必要な資源を整理すること等の取組のあり方について介護保険部会において検討中。

②事業者に対するチェック体制について

第二種社会福祉事業としての規律に加えて、以下のような対応が考えられるのではないか。

- ・社会福祉協議会が実施主体の場合は、運営適正化委員会が、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言または勧告を実施
- ・更に、第二種社会福祉事業として、新たな事業を実施する事業者自身が取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドライン等を示すことを検討

国の動向について

社会保障審議会介護保険部会における議論の状況

2. 地域包括ケアシステムの深化 (5) 相談支援等の在り方

現状・基本的な視点①

- 2025年に団塊の世代が全て後期高齢者となり、慢性疾患や複数の疾患を抱える患者など医療ニーズが高い高齢者、認知症の高齢者など、複合的な課題を抱える世帯の増加等が見込まれている。また、世帯数の推移を見ると、高齢者単身世帯はさらに増加し、2050年頃には全世帯のうち5世帯に1世帯が高齢者単身世帯になることが想定されており、こうした世帯構成の変化に伴って、身寄りのない高齢者等の増加が見込まれている。
- こうした中で、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らすことができるよう、退院支援や認知症ケアパスにおける医療・介護の連携のハブとして、在宅の中重度者を支えるためのケアマネジメントの推進が必要である。また、高齢者の抱える様々な生活課題について、介護保険のサービスと地域の様々なサービス等を組み合わせた支援を行うことが必要である。
- こうしたニーズも踏まえて、地域として必要な相談支援が提供されるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所は、適切な連携・役割分担を図ることが必要であり、
 - ・ 地域包括支援センターは、医療介護連携を始めとする地域のネットワークづくりや、地域における社会資源の創出など、地域全体の支援に重点を置き、
 - ・ 居宅介護支援事業所は、医療機関や地域の関係者との連携のもと、個々の利用者に対するケアマネジメントに重点を置き、地域の様々な社会資源をケアプランに位置づけることによる個別的な支援を推進することが適当である。

国の動向について

- 一方で、特に、身寄りのない高齢者等への生活課題については、地域の適切なつなぎ先が明確化されていないことなどにより、現在でも、ケアマネジャー等が法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも増加している。ケアマネジャーがその専門性を発揮し、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるようにすることが重要である中で、地域課題として地域全体で対応を協議することが必要である。
- こうした課題に対応するに当たっては、基本的には市町村が主体となって、地域包括支援センターやケアマネジャーの協力を得ながら、関係機関間の連携により、地域ケア会議などを活用して地域課題として議論し、必要な資源を整理するとともに、必要な関係者・関連事業につなげていくことが考えられる。
- 地域ケア会議の活用や相談体制の整備等に当たっては、生活圏域の高齢者のニーズをきめ細かく把握している地域包括支援センターの役割が非常に重要であるが、こうした取組を主導するに際して、業務量過多、地域での連携機関の不足といった課題が指摘されており、地域包括支援センターの業務の在り方について、整理することが必要である。
- また、ケアマネジャーは、高齢者が最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送ることができるようにするための要であり、高齢者が抱える課題の複雑化・複合化に伴って、多様な対応が求められ、その役割の重要性は増大している。一方、足下において、ケアマネジャーの従事者数は横ばい・減少傾向にあり、生産年齢人口の急速な減少が見込まれる中で、将来的な人材確保が課題である。このような中にあっても、ケアマネジャーが、医療・介護の連携のハブとして、その専門性を十分に発揮し、一人一人の高齢者に寄り添ったケアマネジメントに注力できる環境を整備することが必要であり、人材確保、業務負担軽減、資質の確保等の施策を総合的に講じることが必要である。

国の動向について

2. 地域包括ケアシステムの深化

(5) 相談支援等の在り方

検討の方向性①

(身寄りのない高齢者等への支援に向けた地域ケア会議の活用促進等)

- 身寄りのない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進することが必要ではないか。
- それに当たって、日常生活圏域など、よりきめ細かな地域ごとの課題に対応するため、地域ケア会議の運営について市町村から地域包括支援センターへの一部委託を可能とすることとしてはどうか。
- また、身寄りのない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズ等を地域課題として解決していくには、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することが必要である。この観点から、地域ケア会議においては、地域づくりにかかわる生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、主任ケアマネジャー等の関係職種の役割も重要ではないか。
- あわせて、多様な困りごとを地域全体で支えていくためには、障害や生活困窮などの福祉分野や、住まい・交通・消費者保護など、関連する他分野との連携を推進することが必要であり、他の分野の会議体と地域ケア会議の連携を進めることや、地域の関係主体の柔軟な参加を促すこととしてはどうか。
- 地域において、身寄りのない高齢者等に対する相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、身寄りのない高齢者等への相談対応を行うことを明確化し、住民を含めた地域の関係者との協働や多機関連携の役割を更に発揮できるようにすることとしてはどうか。あわせて、地域包括支援センター等で相談支援を行う際、地域ケア会議での成果も活用しながら、適切なつなぎ先や活用できる制度が明確となるような取組を推進することが必要ではないか。
- また、こうした相談に対応するケアマネジャー等の資質向上の観点や、地域の様々な関係者が連携・協働して対応を行う体制づくりを推進する観点から、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業においても、身寄りのない高齢者等に係る課題への対応を含めることを明確化することとしてはどうか。
- 市町村等において身寄りのない高齢者等の把握や関係者間の情報共有のために緊急時の連絡先の登録等の事業を行うケースもあるところ、こうした事業の円滑な実施等に向けた方策の整理が必要ではないか。

補助制度について

拡充

「日常生活自立支援事業」及び「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「日常生活自立支援事業」)

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度概算要求額 46億円（38億円）※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようとする^(※)とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する【日常生活自立支援事業】。
※福祉サービス利用援助事業
- 加えて、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組の促進も図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(1) 日常生活自立支援事業

①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

(2) 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組【加算】

- 身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。
 - ①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援
 - ②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

＜実施主体＞都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

＜基準額＞【1】利用者数に応じて算定 【2】【1の加算】①・②のいずれか実施：3,000千円(※)、①・②両方実施：6,000千円(※)

＜補助率＞ 1/2 <負担割合> 国1/2、都道府県・指定都市1/2

※委託先の取組に応じ加算

まとめ

◎身寄りのない高齢者等の支援については、支援の担い手が不足していることが大きな課題である。今後、担い手を増やすため、「新たな事業」として第二種社会福祉事業に位置づけられる見込み。

○現在、国で検討している新たな事業の導入により、期待できること

- ・担い手の確保
- ・対象者の拡大
- ・資力が十分でない方の支援（一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業）

○市が併せて取り組むべきこと

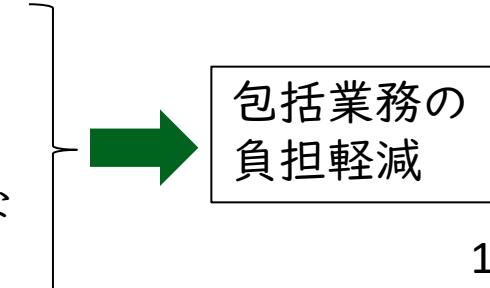
- ・地域ケア会議の活用
- ・社会福祉協議会との連携
- ・専門職の団体との連携強化

◎国の動向を引き続き注視しながら、先行して取り組むことが可能なことについて検討していく。また、地域包括支援センターの担う役割が更に求められるなか、包括業務の負担軽減は必須である。

○担い手（つなぎ先）を増やすこと

○ICT化

○その他、地域包括支援センターとの情報共有により改善可能な課題の解決など



まとめ

◎市 ○社会福祉協議会 △あんしん居住制度

大分類	小分類	具体的な内容	現状	新たな事業
日常生活支援サービス	福祉サービスの利用に関する援助	福祉サービスについての案内、手続きなど	○	★
	金銭管理支援(生活費管理、詐欺防止)	通帳や現金の管理、支払い代行、詐欺被害防止のための見守り支援	○	★
	書類等預かりサービス	預金通帳、土地家屋権利証、実印などの預かり	○	★
	見守りサービス(定期連絡、緊急通報)	定期的な電話や訪問による安否確認、緊急時の通報装置の設置など	◎、(△)	★
	通院・通所支援	自宅から医療機関又は施設までの付き添い		
身元保証	入院・入居時の保証人代行	病院や介護施設への入院・入居時に必要な保証人を代行するサービス		
	医療同意の代行	本人の意思に基づき、医療行為への同意を代行する支援		
	施設・病院との契約支援	入居契約や医療契約などの手続きを支援し、円滑な入所をサポート		★
死後事務	緊急時連絡先の提供	緊急時に対応する連絡先として登録され、本人の安全を確保する		★
	葬儀・火葬の手配	本人の希望に基づき、葬儀や火葬の手続きを代行するサービス	(△)	★
	納骨・墓地管理	遺骨の納骨や墓地の管理を行い、死後の供養を支援	(△)	★
	遺品整理・財産処分	故人の遺品を整理・処分し、住居の片付けを行う支援	(△)	★
	役所手続き(死亡届、年金停止など)	死亡届の提出や年金の停止など、行政手続きを代行	(△)	★
居住制度	遺言執行・相続手続き支援	遺言の内容に基づき、相続手続きや財産分配を支援		
	住まいの確保と生活支援を一体的に提供	入居時の相談・支援、日常生活支援サービス、死後事務を一体的に提供	△	